



国環ご収第 105 号
平成 21 年 9 月 24 日

小金井市長・稲葉孝彦様

国分寺市長 星野信夫



可燃ごみの共同処理について（回答）

平成 21 年 7 月 17 日付、小環ご収第 3 号で申し出のあった「可燃ごみの共同処理」について、下記のとおり回答します。

記

1. 国分寺市においても、引き続き、貴市との可燃ごみの共同処理に向けた協議をおこなっていきます。
2. 新ごみ処理施設建設場所につきましては、市民及び関係自治体の理解を得て、年度内のできるだけ早い時期に決定していただくようお願いします。
3. 建設場所の決定にあたっては、地方自治法第 96 条第 2 項に基づき、議会の議決案件とすることの議案を速やかに提案されるようお願いします。



国環ご収第 122 号
平成 21 年 9 月 28 日

小金井市長 稲葉孝彦様

国分寺市長 星野信夫



可燃ごみ処理支援の継続について（回答）

平成 21 年 8 月 7 日付、小環ご発第 97 号で申し出のあった、可燃ごみ処理支援の継続について、下記のとおり回答します。

記

1. 平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの、貴市の可燃ごみ処理支援については、平成 21 年 5 月 25 日に東京都市長会において確認された「多摩地域ごみ処理広域支援申し合わせ」に基づく受け入れを行います。
2. 受け入れ量は期間中 2,000t 以内とし、処理費用は 1 t あたり 42,000 円とします。
3. 貴市との共同処理に向けた協議は、引き続き行っていくものとします。
4. 平成 22 年 4 月以降の支援継続については、貴市における新ごみ処理施設建設場所決定の進捗を踏まえ協議するものとします。
5. その他、受け入れに関する諸事項については、別途締結する、協定書及び契約書で定めるものとします。



可燃ごみ処理協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は、乙から搬出される可燃ごみを甲において処理することについて、次のとおり協定を締結する。

（支援の実施等）

第1条 甲は、乙の可燃ごみ処理の要請に基づき、平成21年6月1日付、「多摩地域ごみ処理広域支援申し合わせ」により、乙の可燃ごみ処理の受入れ支援（以下「支援」という。）を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項の支援と並行して、可燃ごみの共同処理に向けた協議を併せて行うものとする。

（支援期間等）

第2条 支援の期間は、平成21年10月1日から平成22年3月31日までとする。

2 平成22年4月以降の支援継続については、乙の新ごみ処理施設の建設場所決定の進捗を踏まえて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（処理受入量）

第3条 前条第1項の期間において、甲が乙から受け入れて焼却処理する可燃ごみの量は、2,000トン以内とする。

（処理費用）

第4条 乙は、甲に対し可燃ごみ処理費用として、1トン当たり42,000円を支払うものとする。

（搬入方法等）

第5条 搬入方法、焼却残渣の取扱い、処理費用の支払い方法、補償責任等は、別途契約書で定めるものとする。

(その他)

第6条 この協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

2 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

平成21年9月29日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 星野信夫



乙 小金井市本町六丁目6番3号

小金井市

小金井市長 稲葉孝彦





可燃ごみ焼却処理委託契約書

国分寺市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は、次のとおり可燃ごみ焼却処理委託契約を締結する。

（適用範囲）

第1条 甲は、乙から排出される一般廃棄物の一部を次の各条に定める条件により、国分寺市清掃センター（以下「甲の施設」という。）において、受託処理する。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、平成21年10月1日から平成22年3月31日までとする。

（受託処理量等）

第3条 甲が、乙から受託処理するごみ量は、2,000トン以内とする。
2 乙は、可燃ごみ焼却処理委託仕様書（以下「仕様書」という。）で指定するごみ以外は、甲の施設に搬入してはならない。

（搬入期間、搬入日及び搬入時間）

第4条 甲の施設への搬入期間、搬入日及び搬入時間等の詳細については、仕様書で定める。ただし、甲の施設の運転状況により、これを変更することができる。

（焼却処理委託料）

第5条 乙は、甲に対し、焼却処理費用として、1トンあたり42,000円を支払うものとする。
2 突発的に大規模修繕が発生した時の経費負担については、別途協議するものとする。

（支払）

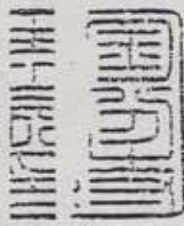
第6条 前条第1項に規定する焼却処理費用については、月の初日から末日までの期間で集計するものとし、乙は、甲から請求のあった日から起算して30日以内に甲に対して支払うものとする。

（搬入の中止等）

第7条 甲は、甲の施設の事情により、ごみ処理が困難となった場合、ごみの搬入を中止又は変更することができる。

（補償責任）

第8条 甲の施設が毀損した場合において、その原因が乙に起因することが明らかなる場合は、乙の責任においてこれを補償するものとする。



(紛争)

第9条 甲の施設にごみを搬入するにあたり、搬入経路となる小平市及び府中市の沿線住民と紛争が生じた場合は、乙の責任において解決するものとする。

(その他)

第10条 この契約書の解釈について疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ、各1通を保有する。

平成21年9月29日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地
国分寺市
国分寺市長 星野信夫



乙 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長 稲葉孝彦





可燃ごみ焼却処理委託仕様書

1 ごみの種類

小金井市の一般家庭及び事業所から排出される分別された可燃ごみとする。特に、事業所から排出される可燃ごみが、国分寺市の定める仕様で分別されていない場合には搬入を禁止する。

2 ごみの搬入量

- (1) ごみの搬入量は、国分寺市清掃センターの計量機により計量した数量とし、過積載の車両については、ごみの搬入を禁止する。
- (2) ごみの搬入量の記録は、国分寺市の指定する計量伝票等を使用する。

3 ごみ搬入期間、搬入日及び搬入時間

- (1) 搬入期間は、平成21年10月1日（木）から平成22年3月31日（水）までとする。なお、搬入日は、原則として土曜日、日曜日を除く。
- (2) 搬入時間は、午前8時40分から午前11時45分、午後1時15分から午後4時45分までとする。

4 搬入車両

パッカー車、ごみの飛散防止機能付ダンプ車（最大積載量4トン以下）及び小金井市所管の車両とし、あらかじめ国分寺市に届け出た車両とする。

5 ごみピットへの投入

- (1) 計量終了後、係員の指示によりピットに投入する。
- (2) 投入作業は速やかに行い、プラットホームに飛散したごみは搬入車両の運転手の責任において清掃する。

6 焼却残灰の取扱い

- (1) 受託した小金井市の可燃ごみ焼却後の残灰発生量は、当該月の搬入量に対して、国分寺市清掃センターの焼却量と残灰搬出量の総量から導き出した割合を乗じて算出する。ただし、10キログラム未満の端数については四捨五入する。

- (2) 前項により算出した焼却残灰は、国分寺市が東京たま広域資源循環組合の処分場に運搬し、小金井市分であることを構成団体別廃棄物搬入実績により、同処分場へ報告する。

7 搬入道路制限等

- (1) 搬入車両は、搬入経路となる関係市と事前に協議した、次の2ルートを通行することとし、幅員の狭い生活道路の通過を避けるものとする。
- ア 南ルート 東八道路 - 府中街道 - 国分寺市清掃センター
イ 北ルート 五日市街道 - 府中街道 - 国分寺市清掃センター
- (2) 国分寺市清掃センターの搬入道路に指定がある場合、国分寺市からの指示に従うものとする。

平成21年度第3回小金井市廃棄物減量等推進審議会資料

1 小金井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の焼却量・埋立処分量の目標

【焼却量の目標】

平成16年度焼却処理量 (焼却率※1) 20,693t (63.4%)		目標 (t)	焼却率※1 (%)	平成20年度実績 (t)
	前期 (平成22年度)	18,264	55.3	16,084
	後期 (平成27年度)	16,764	51.7	—

※1 焼却率 = 焼却処理量 ÷ ごみ・資源物排出量

【埋立処分量の目標】

平成16年度埋立処分量 (埋立率※2) 3,087t (9.5%) 処分内訳： 焼却灰 2,040t + 不燃埋立 1,047t		目標 (t)	平成20年度実績 (t)
	前期 (平成22年度)	300	286
	後期 (平成27年度)	300	—

※2 埋立率 = 埋立処分量 ÷ ごみ・資源物排出量

2 小金井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の実施状況について

達成度：前期目標の達成度を下表のとおり示した。

達成 区分	すべて達成	ほぼ達成	半分程度達成	着手したもの	未着手のもの
	10	8	5	3	0

第1節 発生抑制を最優先したひとづくり・まちづくり

項目	小項目	前期目標			後期目標	備考
		目標	実施状況	達成度		
(1) ごみゼロ化推進会議の設置	ごみゼロ化推進会議の設置	設置・活動開始	ごみゼロ化推進会議発足 (平成18年10月) 平成21年9月現在 130名体制で活動 ごみゼロ啓発部会…24人	10		

			事業所部会……………38人 まち美化部会……………68人		
(2) 地域コミュニティにおけるごみゼロ化・まちの美化への取組み促進	ごみゼロ化推進員による活動の展開	活動開始	市民まつりでごみ分別指導 放置自転車撤去週間……………1回/年(1週間) 事業所ごみ実態調査 平成19年度/2回/51か所/30人参加 平成20年度/1回/244か所/31人参加 平成21年度/1回/43か所/22人参加 一斉清掃及び美化清掃……………随時 駅頭でのごみ減量キャンペーン等に参加	10	
	自主的なまち美化の展開	継続・検討	環境美化パートナー制の発足(平成20年4月) 平成21年9月現在 12団体で活動	10	
	町会・自治会等のモデル的な取組みに対する支援	開始	自主的な学習会(出前講座) 平成19年度/9回/143人参加 平成20年度/6回/89人参加 ごみ処理施設見学会の支援 平成18年度/1回/14人参加 平成19年度/6回/160人参加 平成20年度/4回/85人参加 美化清掃等の支援……………2回/年	10	
(3) PR・啓発事業の展開	市報など、既存の広報媒体を用いたPR・啓発	継続	市報等によるごみ減量・啓発に関する継続的な情報提供	10	
	市のホームページの充実	継続	市報と連動し、減量啓発や告知等、随時更新し情報の充実を図る。	8	
	新たな情報紙の発行	開始	市報ごみ減量・リサイクル特集号の充実を図る。 平成18年度/1回発行 平成19年度/4回発行 平成20年度/4回発行 (平成19年度から定期的に年4回発行している。)	10	
(4) 環境教育・環境学習の推進	小中学校における環境教育の推進	継続	児童、生徒を対象にごみ減量啓発等実施 市内中間処理施設、二ツ塚処分場見学 ごみ減量に関する出前説明会を実施 ごみリサイクルカレンダーの表紙絵の募集 (小学校4.5.6年生を対象) 環境副読本(教育委員会指導室作成)の配布	8	
	学習の場の提供	継続	「生ごみリサイクル教室」開催	8	

			<p>平成 18 年度/1 回/30 人参加 平成 19 年度/1 回/68 人参加 平成 20 年度/4 回/71 人参加 (平成 20 年度から年 4 回実施している。) 「堆肥の使用方法について」学習会 平成 21 年度/1 回実施 22 人参加 ごみ処理施設市民見学会実施 平成 19 年度/4 回/121 人参加 平成 20 年度/3 回/ 63 人参加</p>			
	情報の提供	継続	市報ごみ減量・リサイクル特集号やホームページ等の活用によるごみ処理事業等の情報提供	10		
(5) 市民・事業者の多様な取り組みへの支援	ごみになるものは作らない・売らない・買わない取り組みへの支援	継続	マイバッグ持参等の啓発活動（大型店舗前） 平成 19 年度/1 回/ 6 人参加 平成 20 年度/6 回/90 人参加 ごみ減量キャンペーンを実施（駅頭）（1 回/月）	8		
	個人・地域でのごみ減量活動への支援	継続	フリーマーケットや集団回収の支援……………2 回/年 生ごみの市民投入実施……………二中（土曜日） 市民団体が行う食器リサイクルの支援……………1 回/月 不用品交換の実施（経済課）……………随時	8		
	ライフスタイル変革への支援	継続	ごみゼロ化推進員との協働による学習活動及び、ごみ減量アイデア募集等により市民の自発的な啓発活動を促す。 雑紙リサイクル袋の活用による古紙の資源化推進についてモデル事業の実施 平成 20 年 10 月～11 月/ 725 世帯 平成 21 年 6 月～7 月/1,900 世帯	8		
(6) ごみを出さない事業活動の推進	事業所ごみの排出管理の徹底	継続	事業所ごみの実態調査 平成 19 年度/2 回/ 51 か所/30 人参加 平成 20 年度/1 回/244 か所/31 人参加 平成 21 年度/1 回/ 43 か所/22 人参加 市庁舎（本庁舎・第 2 庁舎）ごみの実態調査 平成 19 年度/1 回/10 人参加 平成 21 年度/1 回/10 人参加 事業用指定収集袋使用の徹底と事業者責任による処理の指導を実施	8		
	簡易認証制度の検討	導入検討	先進市の動向を調査し引き続き検討（武蔵野市 Eco パートナー認定評価等参考）	3		

(7) 拡大生産者責任の追求	「リサイクル推進協力店」運動の展開	継続	リサイクル推進協力店の拡充 平成 18 年度/2 店舗 平成 19 年度/1 店舗 平成 20 年度/0 平成 21 年度/4 店舗	5	
	リユースの促進	継続	市報、ごみ分別の手引き、くらしのなかのごみ減量等で啓発	5	
	自主協定の締結	検討	リサイクル推進協力店認定制度を拡大していく中で検討	3	
(8) 不法投棄の防止	防止体制の確立	継続	ごみゼロ化推進員の協力及び清掃指導員によるパトロール体制の強化……………随時 不法投棄件数 平成 18 年度/215 件 平成 19 年度/158 件 平成 20 年度/156 件	8	
(9) 市施設のごみゼロ化行動計画	行動計画の策定	策定	小金井市施設ごみゼロ化行動実施要綱を制定 (平成 21 年 4 月) 行動計画策定の作業中	8	
	進捗状況の公表	開始	平成 21 年度中に行動計画を策定し、各施設において具体的なごみゼロ化行動を実施し、進捗状況を公表予定	0	

第 2 節 分別排出・資源リサイクルの推進

(1) 新たな分別収集等	不燃ごみ 3 分別収集開始	開始	不燃ごみの 3 分別収集を開始 (平成 18 年 4 月)	10	
	生ごみ分別収集の検討	一部世帯での導入	乾燥生ごみの拠点回収実施 (平成 20 年 4 月) 平成 20 年度/3, 694kg 回収 (上記のうち 乾燥生ごみ回収キャンペーンによる回収量 4 回実施/387. 4kg/330 人)	8	
	資源物リサイクルに関する行政と民間の役割の見直し	促進策の検討	集団回収の PR 等を行い、活動の拡大を図る。 事業者による容器の自主回収について、事業所のごみ排出指導を行う中で拡充を図る。	5	
	その他の未活用資源の有効利用方策の調査・検討	開始	プラスチックごみの容器包装リサイクル法に基づく資源化 (平成 18 年 4 月開始) 焼却灰のエコセメン化事業の実施 (平成 18 年 7 月開始・東京たま広域資源循環組合)	10	

(2) 有機性資源の循環システムの構築	家庭での生ごみの発生抑制・減量の推進	継続	生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の拡大 (平成19年4月) 平成18年度/157件 平成19年度/1,828件 平成20年度/360件 「生ごみリサイクル教室」の開催数の増(現在年4回)	10		
	事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進	開始	事業者に対する生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の創設(平成21年4月)	10		
	生ごみ肥料化事業の推進	一部世帯での導入	生ごみ乾燥機を設置し、生成物の堆肥化実施 市立小・中学校全校、保育園等に設置 平成15年3月/市内民間集合住宅 平成19年3月/小金井貫井住宅 平成19年3月/グリーンタウン小金井 乾燥生ごみの拠点回収実施(平成20年4月)	10		
	落ち葉・剪定枝の有効利用の検討	方策の検討	枝木、草葉の一部資源化を全市域で実施 (平成20年10月) 平成20年度/60t回収	10		
(3) 家庭ごみの排出管理	ごみ・リサイクルカレンダー、市ホームページ等の情報の充実	継続	分かりやすいごみ・リサイクルカレンダーを発行	10		
	地域コミュニティによるごみ分別・適正排出の徹底	継続	指導班体制を構築し、排出状況の不適切な集合住宅等の管理人や所有者と連携し、適正な排出指導を実施(現在プラスチックごみを中心に実施) 要指導件数及び指導日数 平成20年度(11月から実施) 4,087件(内直接指導1,011件)/91日 平成21年度(9月までの状況) 3,059件(内直接指導885件)/118日	8		
(4) 事業所ごみの排出管理	事業所ごみの家庭ごみへの混入の排除	継続	事業用指定収集袋使用の徹底を図る。	8		
	事業者の責任による処理の指導	継続	1日平均10Kg以上排出している事業所に対する個別計量し、適正な排出を実施	8		
	一般廃棄物収集運搬許可業者を通じた指導	継続	ごみ減量の協力依頼を実施	5		
	事業用大規模建築物の所有者に対する指導	継続	ごみ排出状況調査後、指導を実施 平成18年度/23件 平成19年度/27件	8		

			平成 20 年度/10 件		
(5) 粗大ごみ等の修理 ・再生事業の充実	修理・再生品目の拡大	継続	リサイクル事業所と連携し、受入れ品目について調整	5	
	粗大ごみの受付・収集・ 処理体制との連携強化	継続	リサイクルによる粗大ごみの減量量 平成 18 年度/87 t 平成 19 年度/95 t 平成 20 年度/85 t リサイクル事業所の周知・・・市報等に掲載	3	

第 3 節 新たな可燃ごみ共同処理体制への移行と適正な埋立処分

(1) 可燃ごみ中間処理 (焼却処理)システムの整 備	二枚橋焼却場の焼却炉 の廃止	終了	二枚橋焼却場の全焼却炉の運転を停止 (平成 19 年 3 月)	1 0	
	新たな可燃ごみ共同処 理体制への移行	完了	二枚橋衛生組合を解散し、新たな地方公共団体 (国分寺市)との共同処理に向け協議中	5	
	将来の可燃ごみ焼却処 理施設の整備	整備計画の 検討	平成 20 年 6 月の市民検討委員会の答申に基づ き、新たな処理施設の建設場所決定に向け、関係 団体と協議中	3	
(2) 中間処理場の大規 模改修	中間処理場の大規模改 修	実施	工場棟の改修実施 (平成 19 年度) 事務所棟の改修実施 (平成 20 年度)	1 0	
	将来の中間処理場の機 能のあり方の検討	—	—		
(3) 安定的な最終処分	最終処分量の最少化	継続	二ツ塚処分場の配分搬入量が制限されたたこと から不燃ごみの 3 分別収集を実施し、埋め立て量 の最少化を図る。 (東京たま広域資源循環組合 平成 18 年 4 月) 平成 18 年度/268 t 平成 19 年度/261 t 平成 20 年度/286 t	1 0	
	適正処分の推進	継続	不燃ごみの 3 分別収集の実施及び中間処理場の 大規模改修により、中間処理段階での埋め立て不 適物の抜き取りを徹底	1 0	
	広域的な連携	継続	第三次減容(量)化計画の推進を図った。	1 0	

第 4 節 計画の円滑な推進と情報発信

(1) 廃棄物会計への取 り組み	廃棄物会計の改善	開始	国基準における廃棄物処理事業費算定標準化に ついては検討中	5	
---------------------	----------	----	----------------------------------	---	--

	廃棄物会計の有効活用	継続	毎年、市報7月15日号、ごみ減量・リサイクル特集号に掲載し、出前講座等で有効活用し、ごみ処理経費に対する意識の向上を図る。	8		
(2) 計画推進の仕組みづくり	進捗状況の点検・評価	開始	本計画に沿って毎年度の処理計画を策定し、毎年点検・評価を実施	10		
(3) 環境基金の有効活用	環境基金の有効活用	開始	毎年、処理手数料の一部や一般財源から積み立て、これまでに中間処理場改修工事や生ごみ減量化処理機器購入費補助金などの事業に充当	10		
(4) 周辺市、国・都との連携	多摩地域の循環型社会づくりに向けた周辺市との連携	開始	東京都市長会、東京都市町村清掃協議会等を通じ、各市と連携しながら循環型社会に向けた活動を実施	8		
	大規模災害時の対応	開始	小金井市地域防災計画(平成21年3月策定)に添って対応	10		
	国・都との連携	継続	引き続き連携	8		
	全国に向けた情報発信	開始	ホームページにより市の情報を発信	8		

第5節 可燃ごみの中間処理

(1) 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく可燃ごみの中間処理	広域支援による可燃ごみの処理	継続	多摩地域の各団体と協議を行い、焼却施設周辺住民並びに関係者のご理解をいただきながら、可燃ごみ処理を依頼 平成19年度 広域支援による処理 平成20年度 広域支援による処理 平成21年度 市長会広域支援申し合せによる支援	10		
	新焼却施設の早期建設	継続	市民検討委員会の答申(平成20年6月)に基づき、新施設の建設場所決定に向け協議中	3		
	全市的なごみ減量努力	継続	広域支援関係団体及び施設周辺住民の負担を最少限にとどめるため、平成18年10月ごみ非常事態宣言を発し、引き続き更なるごみ減量の周知を徹底	10		

平成19年度リデュース及びリサイクル取組の上位市町村項目内訳

1 リデュース（1人1日当たりのごみ排出量）取組の上位市町村

	総排出量（t）	人口(人)	1人1日当たり（g）
うるま市	31,878	116,986	744.5
佐久市	27,833	101,278	750.9
小金井市	30,637	110,309	758.8

※19年度は年間366日

※1人1日当たりの排出量＝ごみ排出量（収集ごみ＋直接搬入量＋集団回収量）総計÷人口（外国人除く）÷年間日数366

2 リサイクル（リサイクル率）取組の上位市町村

（単位：t）

	直接資源化量	中間処理後再生利用量	集団回収量	総資源化量	ごみの総処理量	リサイクル率（%）
鎌倉市	0	35,051	0	35,051	73,573	47.6%
倉敷市	6,012	67,647	19,467	93,126	205,329	45.4%
調布市	21,902	3,748	5,042	30,692	68,060	45.1%
小金井市	6,752	5,563	1,188	13,503	30,543	44.2%

※リサイクル率（%）＝ $\frac{\text{総資源化量（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）}}{\text{ごみの総処理量（集団回収量含む）}} \times 100$

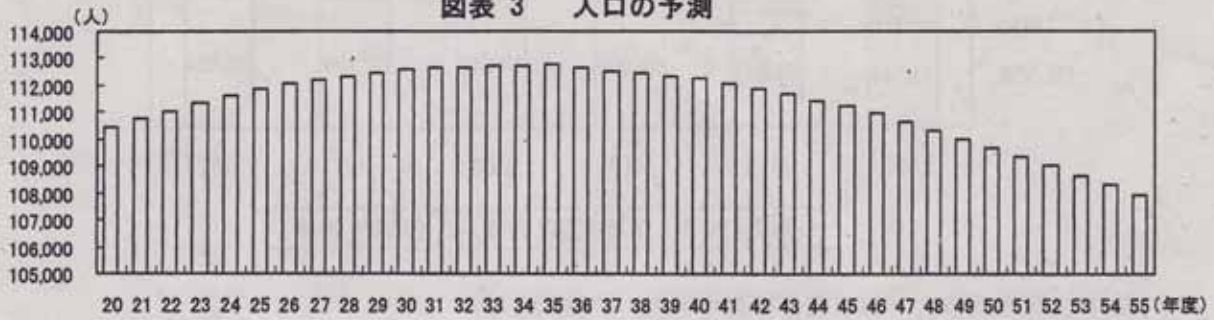
人口の将来推計 (小金井市データブック 2008 より)

1-2 人口、土地

【人口に関する小金井市の特性】

人口は一貫して微増傾向にあります。その中でも、年少人口は減少、高齢人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。また、核家族化・単身世帯の増加により、人口の伸びに加えて世帯数が増加しています。なお、平成35年をピークに減少がはじまるものと推測されます。

図表 3 人口の予測



20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 (年度)

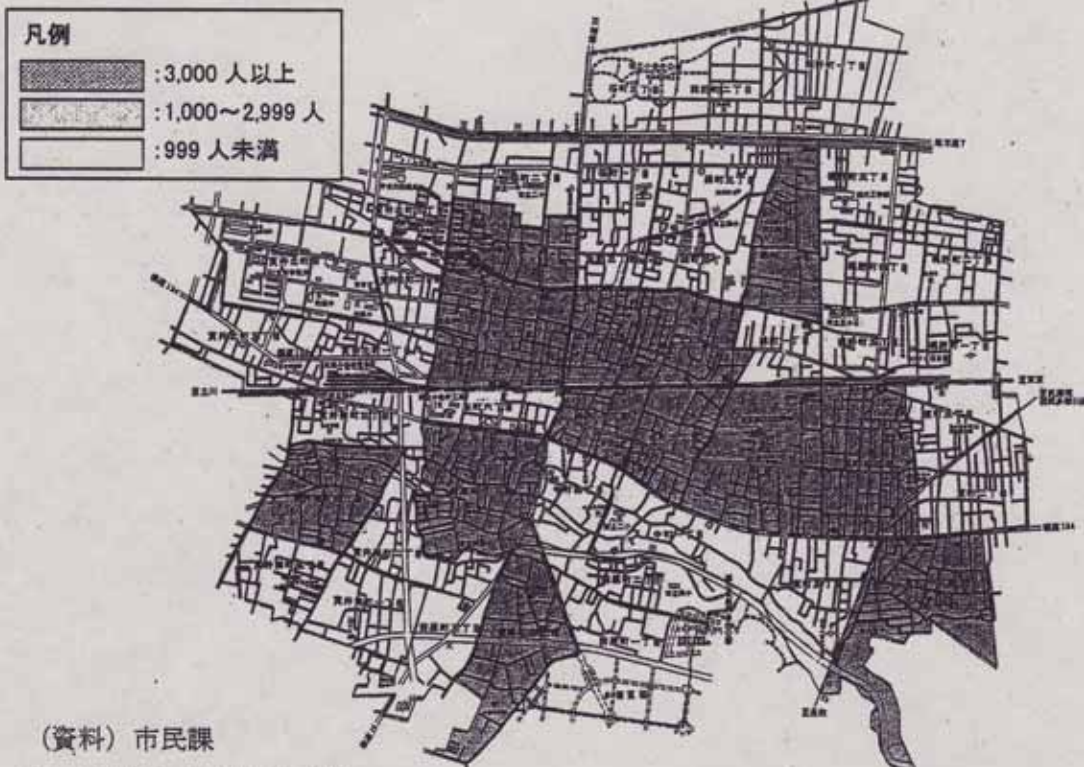
(単位：人)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
人口	110,459	110,745	111,031	111,317	111,603	111,889	112,032	112,175	112,318	112,461
年度	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
人口	112,604	112,632	112,660	112,688	112,716	112,744	112,642	112,540	112,437	112,335
年度	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
人口	112,233	112,035	111,837	111,639	111,441	111,244	110,933	110,622	110,312	110,001
年度	50	51	52	53	54	55				
人口	109,691	109,340	108,990	108,640	108,290	107,940				

(資料) 市民課

注) 各年とも10月1日現在 (外国人登録人口含まず。)

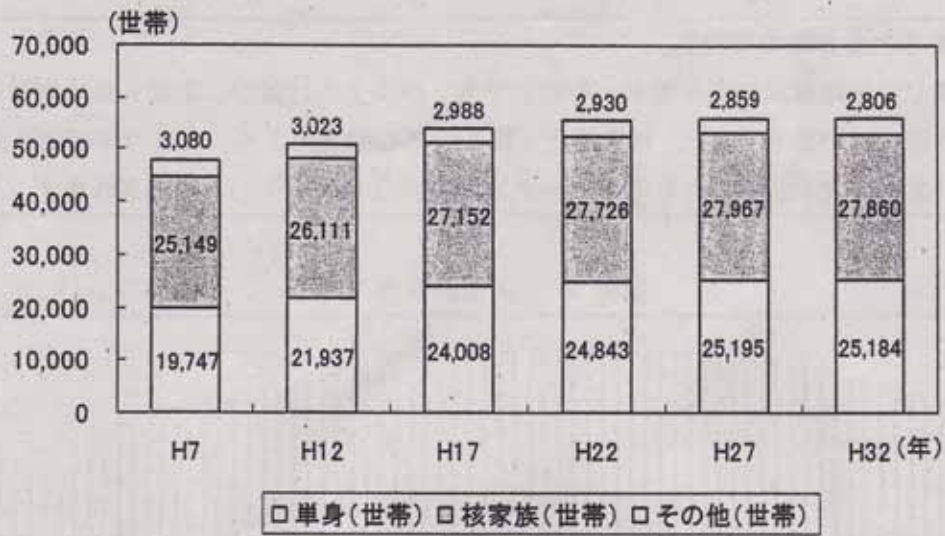
図表 4 人口分布



(資料) 市民課

注) 平成21年1月1日現在

図表 9 世帯数の推移



(資料) 「国勢調査」、「東京都世帯数の予測」(平成 20 年)

注 1) 平成 17 年までは実績、平成 22 年からは 10 月 1 日を基準日にして予測

注 2) その他は、「三世代世帯」や「非親族世帯」など